

# 意見書

2024年6月8日

相生市長 谷口芳紀 様

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]両名代理人  
弁護士 野 口 善 国



今回、亡■の死亡事案に関する重大事態調査委員会の報告書提出に際し、次のとおり意見を述べる。

## 1 極めて詳細な認定事実

本件報告書は前提事実として6頁分、いじめを主とした事実について69頁分（内容は後述）にわたり、極めて詳細な事実認定をしている。なお、報告書中で遺族が把握している事実と若干異なる事実が記載されているので、遺族の「所見」にその点を記載しておいた。

## 2 いじめについての正しい理解

(1) 同報告書のいじめ防止法第2条のいじめの定義の解釈は正当なものである。

(2) いじめの「多重層構造」の記述は、委員会独自の見解ではあるが極めて正当で有益な分析である。

いじめを誘発する学校側の対応として、

- ①いじめを見過ごす
- ②生徒の尊厳に対する配慮を欠いた指導
- ③形式的な謝罪にとどまる指導

の3点をあげ、これらをいじめを生む構造として位置付けている。

## 3 学校の対応の問題点についての鋭い分析

同報告書はいじめの事実を詳細に認定するとともに本件の学校の対応について以下のようないいじめの事実を詳細に認定するとともに本件の学校の対応について以下のような鋭い分析をしている。

### (1) 入学当初

入学当初、本中学校は本人について、

- 環境の変化に弱い
- 新しい友人との関わりがスムースにいかない
- 情報を整理するのが苦手
- 夕方に服薬

など、小学校から情報を得ていた。

- (2)しかし、本人について特段取り上げて議論されず、通級指導はなされていたものの実際の対応は、個々の教員に委ねられていた  
また、部活顧問や体育教員と通級担当との意思疎通は良好でなかつた。  
更に、顧問らには自律神経失調症との診断が共有されていなかつた。
- (3)教師らは本人が部活や体育を休んでいることを他の生徒に対し理由を説明しなかつたので、他の生徒が本人に不信感を持った。
- (4)中2で中1の担任は異動した。  
通級担任は、通級指導を減らす方向で行動していたが、そのことについて全体としての検討はなされなかつた。  
担任らはSCやSSWから助言も受けなかつたし、養護教諭の関与もない状態であった。
- (5)中2になり、クラスの中で「いじられキャラ」と認識されるようになった。  
生徒Mは、本人をあからさまに嫌っていた。生徒Mやその他2、3名の生徒が「きもい、うざい」と言っており、特に生徒Mや生徒Bは「死ね、きもい」と言っていた。他の生徒も本人が下ネタを言うとして苦手意識を持つ者もいた。  
1学期の清掃中に生徒Mは本人を叩いたり、蹴ったり、ほうきで小突いたりしていた。本人は、しゃがみこんで痛そうな声で「あー」と言っていた。このようなことが1学期中に4、5回あったとされている。
- (6)6～7月ころ、トイレに行くとき生徒Mと生徒Nが本人を殴っていた。他の生徒がその様子を見て「何しよん」と聞くと、生徒Mは「本人が殴ってくれと言うから殴っていた」答えた。
- (7)1学期に教員甲は、授業中皆に聞こえるように「この範囲はあっちの教室でやってな」と発言し、違和感を持つ生徒がいた。
- (8)2学期にはいじりや悪ふざけが増えた。生徒Mは、頻繁に本人に「死ね、きもい、うざい」と言っていた。生徒B、生徒Nも「死ね」と言っていた。
- (9)生徒Mは9月ころ、トイレの前で、生徒Nが見ているところで本人を殴り「お前うざいな」と言っていた。
- (10)2学期の清掃時間中、音楽室に上がる階段下で生徒Mが本人を羽交い絞めにしていた。本人は痛そうな表情を浮かべていた。それを見た生徒が「何しとん、やめろや」と言ったが生徒Mは「うるせえ」と言ってやめなかつた。見た生徒が本人に痛くないのかと聞くと本人は「やられたときの練習をしている」と答えた。このようなことは他に4、5回あった。
- (11)2学期の10～12月  
生徒Mは本人の座っている椅子を蹴り、中指を立てながら「死ね」と発言し、生徒Nも椅子を蹴っていた。

- (12) 時期不明だが、秋ころ、休み時間に本人は生徒Nと生徒Bから無理やりズボンを脱がされそうになっていた。
- (13) 2学期中、本人は副担任に生徒Mや生徒Nがちょっとかいをかける。生徒Bがうるさいと訴えた。副担任はいちおうの注意を生徒M、N、Bにしたが、他の教員に情報共有はしていない。
- (14) 12月ころ、生徒Bと生徒Nは本人のスリッパを蹴って遊び、音楽室に移動する時に生徒Bがスリッパを後方に投げたため本人だけが授業に遅れた。
- (15) 12月8日のとじこめられ事件

12月8日、本人は1年生のY他1名から校舎の扉を閉められ、閉じ込められた。本人が扉を開けようとして扉が少し開いた時、生徒Yは本人の腹部近辺を拳で殴った。本人は、泣きそうな表情をしていた。本人は帰宅後、母にこのことを訴えた。そこで学校は同月9日 [ ] 部全員の聞き取りを行った。喧嘩両成敗的な対応で本人も謝罪させられた。しかし、学校はその他本人に対し具体的な支援検討をせず経過観察もせず、いじめ対応チームでの検討もしなかった。

- (16) 12月13日の給食時間に何個かのみかんが余っていたが、生徒Bと生徒Nが本人の机の真ん中に重ねておいた。男子生徒らはそれを面白がっていた。本人が5時間目の通級授業で留守にしている間、みかんは教卓の上にも置かれた。5時間目の担当の教員甲がそれを見つけ、教員甲は担任に報告した。生徒Nは本人に対し、「先生から言われたら、お前が自分のために誰かが置いてくれたのだと思います。と言え」と言い、本人が「ほんまのこと言つたらどうするん」と述べると、生徒Nは「やめろ、言うな」、「お前をボコボコにする」と述べた。

担任は、給食で余ったみかんは全員で片づけないといけないと指導するに留め、それ以上特に追求することはなかった。

- (17) 同日、担任は、本人の母に電話をしており、[ ] 部内で本人が閉じ込めにあったことを報告した((15)項記載の12月8日の出来事を報告した)。このとき、母は、担任に対し、「みかんのことで、本人が、生徒Nから『先生から怒られるような状況になったら、僕が残していたと言えよ』と強く脅されるような感じで言われた」と伝えた。また、併せて、母は、担任に対し、「生徒N君はどういう子ですか」「先生がいる所といな所で、態度の変わる子がいる、ほかにも廊下で肩を当てる子や『死ね』と言ってくる子がいる。よく見てほしい」と伝えた。

ところが、担任は、みかんを巡る出来事で、本人の母から上記の生徒Nの発言を聞いたにもかかわらず、生徒Nに事実確認をすることなく、通級指導の教員壬や生活指導の教員丑とも情報共有することはなかった。

なお、その後、朝の学年打ち合わせにおいて、2年生の学年団内で、■組でのみかんを巡る出来事が報告された。ここで情報共有された内容は、「2年■組で、給食の時間が終わって、授業がはじまる前に、給食の片づけは終わっているのに、みかんがあつて、生徒たちの間で、ふざけて、食べる食べないという話になっていたようである。ふざけて、みかんを机の上に置いていた」というものであり、本人の名前は出されていなかった。この点、校長及び教頭が、上述のみかんを巡る出来事を知ったのは、本人が亡くなったあとであった。

#### (18) 12月19日(月)

この日、本人に対する個別懇談があった。

担任との面談で、担任は、「教室では、和気あいあいとしています」と発言した。これに対し、本人の母は担任が、前述のみかんの件に何ら触れないと驚いた。本人の母は、担任に対し、本人は生徒Nから、みかんのことで脅されたことを話した。

本人の母は、次のとおり話した。

「本人は、通級のために、5時間目の国語の時間に教室にはいなかつた。給食が終わったあとに、4つほどみかんが余った。本人の話によれば、本人の机の四隅にみかんが置かれていた。これは、生徒Nが置いたものである。最終的に女子生徒が、教卓の上においた。教員甲がなぜみかんがあつたのかと聞き、生徒全員に注意をした。生徒Nは、担任からも注意されるだろうと考えて、本人に対して、『担任がホームルームで、みかんのことを聞いてきたら、お前が自分で置いたと言えよ。言わなかつたら、お前をぼこぼこにする』と言つた。」

担任は、母からこれを聞いたが、このあと、生徒Nに対して事実確認をしなかつた。

通級の教員壬と面談で、本人の母は、教員壬に対して、本人が■部で1年生から閉じ込められたことや、みかんが本人の机に置かれ、生徒Nから本人が置いたことにしてもらいたいと言われ脅されたことなどを話した。

ところが、教員壬は、これらを全く把握していなかつた。なお、教員壬は、当該校での勤務は月曜日と火曜日であり、水曜日と木曜日は■中学校での、金曜日は■中学校での勤務であった。

本人の母は、教員壬に対して、本人が「死ね」と言われたり、中指を立てられたり、肩でぶつかれたりしたことを話した。本人は、みかんは自分が置いたわけではないのに、生徒Nから本人が置いたように言えと言われたことにかなり怒っていたが、そのようなことをしてくる子たちも友達

だとも述べた。しかし、教員壬は、「それは友達ではないので、我慢しなくてよい」とアドバイスした。

(19) 3学期以降、クラスメイトの生徒Mは、本人を見かけたり、教室や廊下ですれ違う際などに、本人に、わざとぶつかるという行為をした。生徒Mは、このような行為を何回かしている。

(20) 3学期に理科の授業の前か後に、トイレの手洗い場で、生徒Bと生徒Nが、本人の顔に、指先で水をかけていた。クラスメイトの生徒AKは、本人に対して「大丈夫?」と声を掛けた。

(21) 2月上旬ころの休み時間に、本人は、生徒B及び生徒Nから首をつかまれ、教室の窓から下に落とされそうになった。生徒B及び生徒Nは、本人の首を押さえつけ、本人を窓の外に押していた。本人の頭部が、窓の外に出る格好になり、これを見た生徒の一部には、悪ふざけにしてはやり過ぎだと感じた者もいた。生徒B及び生徒Nは、次の授業がはじまる前くらいには、本人の首を押さえつけるのをやめた。本人の顔の表情は笑っておらず真顔だった。これに対し、生徒B及び生徒Nは、笑っていた。生徒J、生徒H及び生徒Kは、生徒B及び生徒Nの行為を見て、お互いに「やばいなあ」と話していた。

また、生徒B及び生徒Nは、本人の筆箱を、生徒Bが生徒Nのリュックの中に隠した。本人は、自分の筆箱がなく、困っていた。

(22) 具体的な時期は不明だが、3学期に、教室内で、体育の着替えの最中に、生徒Bと生徒Nが、本人をくすぐりはじめた。本人は、しつこくくすぐられたため、床に転んだ。周囲で見ていた生徒の中には、床に転ぶまでくすぐるのは周りから見ても恥ずかしものなので、やり過ぎであると感じた者がいた。

(23) 2月上旬ころ、生徒Mが、教室で、本人に対し、十字固めをして本人の首を絞めた。

(24) 2月10日（金）

この日、当該校の2年生は、広島まで校外学習に出かけた。

6時30分までに当該校のグラウンドに集合し、6時50分までにバスに乗車し出発した。出発後間もなくして、生徒Mは、教員らに無断で、生徒Nの座席の隣に移動した（生徒Nのバスの座席のとなりは、空いていた）。

生徒Mは、バスの通路を挟んで向かい側に本人の座席があり、そこで本人が眠っている様子を見て、生徒Nに対して、「本人が寝ているから写真をとろう」と言い始めた。生徒Mは、そのスマホで、眠っている本人の姿を写真撮影した。

さらに、生徒Mは、生徒Nとの間で、インスタライブをしようと話した。生徒Mは、自分のスマホをもって、本人の座席の隣に移動し（本人

の隣の座席は、空いていた)、眠っている本人を撮影し始めた。生徒Mと生徒Nは、2人でテンションをあげており、本人の寝姿を撮影しながら「きもい、ねとる」「変態が寝とる」などと会話をしながら、インスタライブにアップした。

その後、生徒Mは、「変態」という文字付で、本人の寝姿の写真をインスタのストーリーにもあげた。ストーリーにあげる際、生徒Mは、生徒Nに対して「ストーリーにあげても良いと思う?」と聞いていた。これに対し、生徒Nは「いいんじゃない」と言った。

(25) その後、生徒の1人が担任に対し、生徒Mのインスタに本人の写真が掲載されていて、「変態」という言葉も併せてあがっていることを伝え、「やり過ぎだと思う」と述べた。担任は、これを聞いて、教員丑に電話で報告をした。担任は、生徒Mはすでに帰宅していたことから、週明けの月曜日(2月13日)に生徒Mに事情を聴くことにした。

(26) 2月13日(月)

担任は、クラスの朝の会で、2月10日の校外学習について触れ、「バスの席を勝手に移動するな。勝手に移動されると、誰がどこにいるかが分からなくなる」と指導した。

続けて、担任は、「この中に犯罪者がいる」「人を動画で撮ってライブして、みんなに見られるようにするというのは、立派な犯罪やぞ」と述べ、校外学習時に携帯を持ち込んだ者がいたとして注意をした。本人は、この時点でも、自分の写真が「変態」の文字とともにInstagramにあげられたことを知らなかった。

そして、担任は、「○○(本人の名前)、インスタにあがっていたのを知っているのか?」、「○○(本人の名前)、お前が被害者やぞ。写真撮られて、勝手にSNSにあげられている」と発言した。本人は「えっ」と声を出した。本人は、この時点でも、担任の言葉の意味を理解していなかった。

担任は、■組の生徒全員に対して、「インスタを見たやついるか?」「知っている奴はいるか?」と聞いて手をあげさせた。すると、クラスメイトの半分くらいが手をあげた。

担任は、その後、本人を呼び、生徒Mと対面させ、生徒Mから本人に対して謝罪をさせた。本人は怒っており、生徒Mに対して「もうしないほしい」と述べた。

18時には、生徒Mの母が当該校に来校した。担任は、生徒Mの母に対し、生徒Mから経緯を聞き取った上で指導をし、本人に謝罪をさせたことを報告するとともに、生徒Mのスマホを返却した。生徒Mの母は、本人の保護者に謝罪をしたいので、本人の保護者の連絡先を教えてもらいたい旨を述べた。

(27) 2月15日(水)

この日、当該校では、生活指導委員会が開催された。

教員丑が作成したいじめ概要報告には、「加害者のM君を指導するとともに、保護者にも連絡し、指導に対する協力を依頼する。後日、加害者のM君と保護者が、被害者である本人と保護者に直接謝罪する場を設けた。さらに、被害者である本人の保護者から、学校側として削除する内容のプリントを全校生に配布すること、さらに本校の生徒でそのインスタライブに関わっている生徒に対して、担任から各保護者に協力の依頼の連絡を行うことの2点を確認し、迅速に対応する」との記載がなされた。教員丑は、このいじめ概要報告を管理職に提出した。教頭丙は、3月はじめに市教委に報告した。

(28) 2月17日(金)

当該校で学校生活アンケートが実施された。本人は、次のとおり回答した。

Q クラスや学校の人間関係で、あなたがいやな思いをしていることはありますか?

A はい

①仲間外れにされたり、無視されたり、かげで悪口を言われたりした。一当てはまる。

②からかわれたり、悪口やおどし文句、いやなことを言われた。一当てはまる。

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。一当てはまる。

④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。一当てはまる。

⑤パソコンや携帯を使って、ネット上に悪口を書かれた。一当てはまる。

①～④は、1週間に何度もされる。

(29) 2月下旬ころ

本人は、このころ、母に対し、「死んだらどうなるん?」と聞いた。母が、本人から自殺することをほのめかす言動を聞いたのはこの時が初めてであった。

(30) 3月4日(土)

本人は、[ ]病院に通院した。母も同席している。本人は、主治医に「生徒Bと生徒Nから『お前、生徒Mの親にも謝らせたんか、やばいなー、今度お前が何かしたら全部ばらしたる』と言われた」と述べた。

これに関し、これ以前に、本人、生徒B及び生徒Nの3人が一緒にいた

時に、生徒Bと生徒Nが、本人に対し、「生徒Mの母に謝ってもらったん？」と聞いた。すると、本人は「うん」と言った。これに対し、生徒Bと生徒Nは、「お前、生徒Mの親にも謝らせたんか、やばいなー、今度お前が何かしたら全部ばらしたる」と述べた。

### (3 1) メモ読みあげの件

3月9日、本人は、同じ班のメンバーに対して、「紙ある？」と聞いていた。生徒Xが、「あるで」と言ってメモ帳の紙をちぎって、本人に渡した。本人は、その紙に、にやにやしながら何かを書いていた。

本人は、その紙を「大事なものだから」と胸ポケットに入れた。本人は、その後、■組の男子生徒にそのメモを見せていた。■組の男子生徒のほとんどが、本人が下ネタの替え歌を面白がって紙に書いていたことを知っていた。

本人は、そのメモを、教室の前に置いてあるゴミ箱に捨てた。しかし、実際には、ゴミ箱の中に捨てられておらず、ゴミ箱横の床の上に落ちる形になった。

その後、国語の授業がはじまった。授業の終わりかけに、教員甲が、ゴミ箱近くに落ちていた上記メモを拾った。教員甲は、ちらっとメモの内容を見ると、生徒たちに十分に聞こえる程度の声の大きさで「これ何書いとんや」「こういうの書くのはあかんから、読み上げる（から）な」と言い、声に出して読んだ。男子生徒の中では、生徒Nや生徒B、生徒R、生徒Mが、くすぐすと笑った。メモの中身は、聞くに堪えない下ネタの言葉だった。クラスメイトの多くの者が、本人が書いたメモであると思った。また、一部の生徒は、本人はさらにやばい奴であると受け止めた。他方で、クラスメイトの一部は、教員甲に対してメモの中身を読み上げる必要はなかつたのではないかと思った。

教員甲は、■組の生徒全員に対して、「しょうもないこと書いたらあかん」「もう大人なんだから。中学生がやることではないだろう」「保健の授業でも学んだやろ」「字で誰が書いたか分かるからな」などと注意した。

教員甲は、授業終了後、職員室にそのメモをもっていき、担任にそのメモを渡し、報告をした。このメモの件は、これ以外の他の教員や管理職に情報共有をされたわけではなかった。

同日、担任は、終わりのHRの最後に、■組全体に対して、教員甲から報告のあったメモについて指導をした。メモ書きをした本人の名前をあげることはなく、不快な内容を書き残さないように指導した。具体的には、「小学生がするようなことだ」「拾った人が不快に思う可能性があることを書き残さない」「進路実現に向けて進んでいかないといけない」と指導した。

担任は、その後、職員室に戻り、上記メモを職員室でシュレッダーに入れて捨てた。

(32) 3月11日（土）

本人は、████████に死亡が確認された。

#### 4 長期間の苛烈ないじめをなぜ止められなかつたか

調査委員会の精力的、献身的な努力と鋭い分析力のおかげで本人に加えられたあらゆるいじめのほぼ全体像が初めて明らかになったように思われる。このような肉体的にも精神的にも多種類のいじめが長期間繰り返されていたのに、全く状況は改善されなかつた。

本人も要所ではその被害を訴え、後半には親も深刻ないじめを心配し、教師に訴えていた。また、そもそも中学入学時には本人の特性から「いじめを受けやすい子」として小学校の引継ぎがなされていたのになぜこのようなことが起こってしまうのか。

このようないじめを長期間、多くの生徒から受け続けた本人の苦痛を考えた時、親ならずとも、慄然としていたたまれぬ気持ちになる。

この事態がなぜ起きたのか、この事態に対し一体誰が責任を問われるべきなのかが問われる。

おざなりの「謝罪の会」をやって事終わりとする誤った指導、組織としての統一性のないバラバラな教師の対応、見えにくいいじめを積極的に発見し、まず被害者をどこまでも守るという気概の欠如などを調査委員会の調査は明らかにしている。

これらの貴重な調査報告書の問題点の指摘について弁解を考えるのではなく、それらを深刻に受け止め、問題発生の原因がどこにあったのか、その問題点をどのようにして解消していくのか、そのプロセスをどのような組織がどのように検証していくのかを今後教育委員会は考えるべきである。

このようにしてこそ、調査報告が生かされ、今後の同種事件の再発を防止出来るのである。

#### 5 検証委員会の設立について

被害者遺族は、本報告書の指摘した問題発生の原因を究明し、その根本的対策を立案し、学校や教育委員会がそれを実行しているかを検証する委員会、所謂「検証委員会」の設置を求める。

検証委員会は、これまで県内では多可町、加古川市で実施されている。

多可町が最も先進的で、熱心に検証活動を行っている。

第三者による調査委員会の内の何名かに新しい委員を加え、オブザーバーとして被害者遺族も参加して検証委員会を結成し、その運営は完全に検証委員会の自主性に委ねられている。

このような検証委員会が設置されるべきである。

## 6 責任の所存

被害者遺族はいたづらに厳罰を望むものではないが、各々がそれなりになすべきことがあったことを明らかにした上、これをしなかったことについて応分の責任を明らかにして欲しいと望んでいる。

生徒1人の命が無惨に奪われた事案であるのに、誰の責任も明らかにならず、誰も責任をとらないということで終わらせてはならない。

とかげのしっぽ切りや単なる形式的な処分ではなく、問題の本質、重大性が具体的な事実によって示されるような責任の取り方を示していただきたい。

また、生徒については、責任という語が適切かどうかは疑問のあるところであるが、加害した生徒、それを助長した生徒などへの継続的な適切な指導が行われるべきであるし、関係者の保護者への説明、助言等も継続的に行って欲しい。

以上